

非違行為により懲戒処分を受けた教職員の再発防止研修実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に規定する懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）を受けた教職員に対し、懲戒処分の原因となった行為を自ら振り返らせ、教育に携わる公務員としての自覚を促すとともに、自己啓発に努めさせ、倫理向上を図り、再発を防止するために実施する研修（以下「再発防止研修」という。）について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2 再発防止研修は、長野県総合教育センター所長（以下「センター所長」という。）が実施する。

(対象者)

第3 再発防止研修の対象者は、非違行為を行い、停職、減給又は戒告の懲戒処分を受けた者（以下「被処分者」という。）とする。

(研修の内容)

第4 再発防止研修は、原則として、教育に携わる公務員としての自覚を促すための基本研修、非違行為の内容に応じた課題研修及び専門家の助言を踏まえて行う特別研修の3種類とする。

(研修の時期)

第5 再発防止研修は、原則として次の時期に実施する。

- (1) 停職の懲戒処分を受けた者は、停職期間終了後速やかに実施する。
- (2) 戒告又は減給の懲戒処分を受けた者は、発令後速やかに実施する。

(研修結果の確認等)

第6 センター所長は、被処分者の非違行為に対する再発防止を図るため、再発防止研修の結果を確認する。

(その他)

第7 第1から第6までに定めるもののほか、この再発防止研修の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

この要綱は、令和2年10月19日から施行する。